

日本組織細胞化学会会員 各位
Acta Histochemica et Cytochemica 編集委員 各位

日本組織細胞化学会
理事長 小澤 一史

日本組織細胞化学会論文賞の推薦について

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は本会の活動に格別のご支援とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、2021年度(第23回)日本組織細胞化学会論文賞の推薦受付を、2021年1月8日より開始いたします。この賞に相応しいと思われる論文がございましたら、ぜひともご推薦をお願い致します。

敬 具

記

1. 推薦資格 : 日本組織細胞化学会の総会構成員であること。
但し、編集委員長は選考委員長から意見を求められる場合があるため、推薦しないものとする。
また、編集委員は 1 篇以上 3 篇以内の論文賞候補論文を推薦するものとする。(選考内規第5条)
2. 対象論文 : 前年度、前々年度の Acta Histochemica et Cytochemica に掲載された原著論文とする。
但し、前年度受賞論文は対象外とする (※前年度受賞論文は下記参照)。(選考内規第4条)
3. 応募方法 : 学会所定の推薦書を学会ホームページ (URL: <http://jshc.nacos.com/prize/>) よりダウンロードし、推薦書に記載されている【推薦方法】をご熟読の上、必要事項を記入して下記宛にメールで提出するものとする。

【推薦書提出先および問い合わせ先】

日本組織細胞化学会事務局 E-mai 宛 : jshc@nacos.com (※メール受付にご協力ください)
*ファイル名を「論文賞推薦書_推薦者の漢字氏名」としてください。
*件名に「論文賞推薦」と明記してください。
*公平を期するため、書式(記入欄の大きさ及びページ設定等)は変更しないでください。

4. 推薦受付期間 : **2020年1月8日(金)～1月29日(金)《必着》**
5. 選考方法 : 論文賞選考委員会において選考される。
6. 表彰等 : 論文賞は本学会評議員会ならびに総会において選考経過の報告の後に授与される。論文賞は賞状と楯とする。(規定第5条、同第6条)

<2020年度(第22回)日本組織細胞化学会論文賞受賞論文>

論文名 : The HDAC Inhibitor, SAHA, Combined with Cisplatin Synergistically Induces Apoptosis in
第一著者名 : Myat Tin Htwe Kyaw (Department of Anatomy, Histochemistry and Cell Biology, Faculty of Medicine,
掲載号数、頁 : 52 (1): 1-8, 2019

論文名 : Estrogen Regulates Mitochondrial Morphology through Phosphorylation of Dynamin-related Protein 1
第一著者名 : Phyu Synn Oo (Department of Anatomy, Histochemistry and Cell Biology, Faculty of Medicine,
掲載号数、頁 : 51 (1): 21-31, 2018

論文名 : Long-term Pilocarpine Treatment Improves Salivary Flow in Irradiated Mice
第一著者名 : Akie Taniguchi (Department of Oral and Maxillofacial Surgery, and Plastic Surgery, Gunma University
掲載号数、頁 : 52 (3): 45-58, 2019

※ご所属機関は論文公開当時の情報です。(※第一著者アルファベット順/敬称略)

以上

日本組織細胞化学会論文賞規定

- 第1条 日本組織細胞化学会（以下本学会と称する）は、我が国の生命科学の振興のため、日本組織細胞化学会論文賞（以下論文賞と称する）を設ける。
- 第2条 論文賞は前年度、前々年度の本学会の機関誌 *Acta Histochemica et Cytochemica* に掲載された原著論文（以下論文と称する）の内、学術上優れた論文3篇以内に論文賞を授与する。
- 第3条 当該年度に受賞に価する論文が存在しない場合には当該年度の受賞を見送ることが出来る。
- 第4条 論文賞の選考は別に定める日本組織細胞化学会論文賞選考内規に従う。
- 第5条 論文賞は本学会評議員会ならびに総会において選考経過の報告の後に授与される。
- 第6条 論文賞は賞状と楯とする。
- 第7条 本規定の改廃は、理事会の議を経て行う。

付則

本規定は、平成10年7月23日より施行する。

平成23年9月23日一部改正。

令和元年5月2日一部改正。